

# 邑南町いじめ防止基本方針

島根県邑南町

はじめに	・・・ 1
第1章 町のいじめ防止等に対する基本的な考え方	・・・ 1
1 いじめの定義	・・・ 2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	・・・ 2
3 いじめの防止等に対する基本的な考え方	・・・ 2
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
4 いじめの問題に対する役割	・・・ 4
(1) 町	
(2) 学校	
(3) 児童生徒	
(4) 保護者	
(5) 地域住民	
第2章 町が実施する施策	・・・ 5
1 子どもを見守る環境を整える	・・・ 5
(1) いじめ防止のために関係機関と連携を図るための組織の設置	
(2) いじめ防止に関する啓発等	
(3) 国や県の施策の活用と連携	
(4) 通報及び相談体制の整備	
(5) 専門的な知識を有する者の確保等	
(6) 学校相互間の連携体制の整備	
(7) いじめの防止等への取組の点検と充実	
(8) 地域内での連携の構築	
(9) 学校と地域・家庭との連携の促進	
2 いじめを未然に防ぐ	・・・ 7
(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成	
(2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援	
(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	
3 いじめに対処する	・・・ 7
(1) いじめに対する措置	
(2) いじめが行われた場合の学校への支援、指導、調査	
(3) 重大事態への対応	
(4) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置	

第3章	学校が実施する取組・対応	・・・9
1	学校におけるいじめ防止基本方針の策定	・・・9
2	いじめ防止等の対策のための組織の設置	・・・10
3	いじめ防止等に関する措置	・・・10
	(1) いじめの防止	
	(2) 早期発見	
	(3) いじめに対する措置	
	(4) その他の留意事項	
4	重大事態への対応	・・・13
	(1) 重大事態の調査組織の設置	
	(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供	
	(4) 調査結果の報告	

## 邑南町いじめ防止基本方針

### はじめに

邑南町の子どもたちは、安心して生活でき、自分の力を発揮できる社会を望んでいる。平成6年に日本は「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准している。これは子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の4つの権利を柱として定められている。

また、私たち邑南町の町民憲章の一文に「人を尊び 心のかよう 和やかな町をつくれます」とうたっている。

つまり、これらの人権を阻害するようないじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等に取り組むにあたっては、就学前段階を含めて、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人ひとりの人権感覚を培い、「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ち」を育てていくことが大切である。

また、児童生徒を取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、周囲に相談したり、いじめを抑止したりする力を持つ児童生徒を育てていくことが必要である。このような取り組みを通じて、地域社会のつながりや温かみを感じ、家族や地域を愛し、ふるさとを大切にしたい、ふるさとのために役立ちたいという気持ちの醸成にもつながっていくような環境づくりを推進しなければならない。

邑南町は、町が行ういじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき「邑南町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）」を策定した。

この方針は、国・県が示した基本方針に基づき、町としていじめ防止に対する考えを示すものであり、すべての学校及びそこに所属する児童生徒、保護者、地域の住民に対しても示すものである。

### 第1章 町のいじめ防止等に対する基本的な考え方

## 1 いじめの定義

法の規定により

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒（\*1）が行う心理的または物理的な影響（\*2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

- \*1 「一定の人的関係にある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者や当該児童生徒が関わっている仲間やグループなど、何らかの人間関係のある者。
- \*2 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃や金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行われなければならない。このためには、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取り組みが行われなければならない。また、いじめが、いじめを受けた者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、すべての児童生徒が理解できるようにしなければならない。

加えて、町が行ういじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者間の連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも起こりうる」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行うことによって、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培うとともに、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘さ

れているストレスを軽減するような取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要となってくる。加えて、すべての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。さらに、家庭においては、就学前の段階を含めて、規則正しい生活習慣を身につけさせたり、温かな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。そして、地域では住民一人ひとりが、「地域の子どもは、みんなの宝」という意識を持ち、声かけや地域行事、体験活動をともに行うことをとおして、豊かで多様なつながりの大切さを伝えていくことが大切である。

## (2) いじめの早期発見

いじめは人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教師をはじめとする大人は、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めていかなければならない。僅かな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や町は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、家庭においても、子どもの様子をしっかりと見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等に相談・通報することが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や町への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていかなければならない。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、町や学校は、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

## (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、

家庭との連携が不可欠である。たとえば、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、体制を整備していく必要がある。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組むことが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、たとえば、学校や町においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所との適切な連携を図るため、平素から、学校や町や関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関と連携して取り組むことも重要である。

### 4 いじめの問題に対する役割

#### (1) 町

町は、法が示す基本理念に則り、県と協力しつつ、啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、学校の設置者として、いじめ問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

#### (2) 学校

学校は、法が示す基本理念及び町の防止基本方針に則った、いじめ対応基本方針を作成し、在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校全体で人権教育や道徳教育、体験活動、ふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図り、授業や学校行事を通して、児童生徒が「自己有用感」が感じられる活動を展開していく中で、児童生徒一人ひとりの人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。

当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切にかつ迅速にこれに対処する。

#### (3) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行なわないことは当然であるが、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。ま

た、いじめを受けたときやいじめを認識したときは、担任や保護者や相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」等）など大人や友だちに相談する勇気を持つようにすること。

#### **（４）保護者**

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図り、基本的な生活習慣を身につけさせるなど家庭での教育を通して、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、いじめを傍観することのないよう、自尊感情や人権意識を持った子どもを育てていく。また、保護者は、その子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護をするとともに、必要に応じて、学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを周りで見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、すみやかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。保護者は、国、県、町、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

#### **（５）地域住民**

地域住民は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや地域行事への子どもの積極的参加を通して、多様な人とのつながりの大切さを伝え、自尊感情や人権意識を育むとともに、温かい雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

## **第２章 町が実施する施策**

### **１ 子どもを見守る環境を整える**

#### **（１）いじめ防止のために関係機関と連携を図るための組織の設置**

町は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ問題に対する課題等を共有し、対応についての効果的な手段を総合的に検討するため、学校、教育委員会、福祉課、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される（仮称）「いじめ問題対策連絡協議会」を置き、いじめ防止等の対策を実効的に行うための機能を有する組織として、起きたいじめの事案について専門的知見の審議や調査を行う。この事務やいじめ問題の対応窓口としては、教育委員会事務局が行い、また町の関係部局で構成する実務者レベルのいじめストップネットワーク会議を機能させる。

#### **（２）いじめ防止に関する啓発等**

いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、教職員への研修の実施や（仮称）「いじめ問題対応の手引き」を作成するなどし、これを活用しての資質能力の向上を図る。また、いじめ問題に対する情報の提供や共有を図ることなど、学校への適切な



指導・支援に取り組む。

### **(3) 国や県の施策の活用と連携**

町は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等については、外部専門家の活用、関係機関、家庭や地域との連携、教育相談体制の整備等、国や県と連携し、それらが実施する施策を積極的に活用する。

### **(4) 通報及び相談体制の整備**

町は、児童生徒や保護者へ、学校、教育委員会、教育支援センター（たけのこ学級）等関係機関における相談窓口の周知を徹底するとともに、通報を受ける窓口の設置や相談体制の充実を図る。

### **(5) 専門的な知識を有する者の確保等**

町は、いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理・福祉・法律等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じることのできる者の確保に努める。地域の実態等で人材の確保が難しい場合は、広域で連携を図りながら確保したり、県との連携を図ったりする。

### **(6) 学校相互間の連携体制の整備**

町は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に、適切な支援や指導、助言できるよう、学校相互間の連携協力体制の構築を支援する。

### **(7) いじめの防止等への取組の点検と充実**

町は、学校において、いじめ問題を隠さず真摯な実態把握が行われ、その状況やその解決や再発防止に向けての取組み状況を点検され、その評価結果を踏まえてその改善に取り組むことができるよう、必要な指導・助言を行う。

また、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめ防止等の取組みの充実を図る。

### **(8) 地域内での連携の構築**

町は、「地域で子どもを育てていく」ことを基本理念とし、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや児童委員、公民館、地域の関係団体等との連携を促進するとともに、地域で子どもを見守り育てていく雰囲気醸成に努める。

### **(9) 学校と地域・家庭との連携の促進**

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する取り組みを支援する。

## 2 いじめを未然に防ぐ

### (1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成

いじめを未然に防ぐためには、児童生徒に、集団における関わりの中で自尊感情や人権意識を高め、思いやりの気持ちなどの豊かな心を育てていくことが大切である。このためには、学校では教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図っていくとともに、積極的な生徒指導を推進していくことが必要である。

町は、人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための施策を推進し、教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取り組みを支援する。また、学校教育活動における集団宿泊体験、ボランティア活動等やキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。さらには、生徒指導や教育相談を推進するための体制を整備する。

### (2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援

町は、児童生徒が校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子ども同士の悩みを聞きあう活動等、子ども自身の主体的な活動の促進を図る学校の取り組みを奨励支援する。

また、町は、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう学校運営改善の支援に努める。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

町は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを島根県の学校ネットパトロールを活用するなど監視し、早期発見のための取り組みの体制を整備する。また、インターネットにおける情報の高度な流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、いじめ防止のための取り組みを進める。また、児童生徒、保護者に対して講演・研修会等を実施したりリーフレット等の配布をしたりするなどして周知・啓発を行う。

## 3 いじめに対処する

### (1) いじめに対する措置

学校は、通報により学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けていると思われるとき、いじめの事実の有無の確認を行う措置を講ずるとともに、これを町に報告する。

この報告を受けた町は、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置をとることを指示し、または、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

## (2) いじめが行われた場合の学校への支援、指導、調査

町は、学校においていじめが行われたことが確認された場合、学校がいじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、また、その保護者に対する助言等を適切かつ継続的に行うことについて必要に応じて支援する。

## (3) 重大事態への対応

町は、学校から、いじめが行われた（行われたと疑われる）と報告があったとき、国が示す基準に基づき学校が重大事態と判断し、当該学校において必要な指導及び支援を行う。

「重大事態」とは、法の規定に基づき次のとおりとする。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には、

- ・児童生徒が自死を企図したとき
- ・身体に重大な障害を負ったとき
- ・金品等に重大な被害を被ったとき
- ・精神性の疾患を発症したとき                      などが考えられる。

2. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

・「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は、目安にかかわらず適切に判断する。

3. 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### ① 事実関係を明確にする調査の実施

町は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、調査組織を設けて調査を実施し、その結果をまとめる。

調査組織の設置においては、その構成員は、案件に応じて弁護士や精神科医、学

識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者を充てる。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）から選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校を調査主体とした場合、調査する組織の人的な措置や調査の方法、実施、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する情報の提供など、学校に対して必要な指導及び支援を行う。調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行い、いじめを行った児童生徒へ聴き取りを行うとともに調査により事実関係を確認し、指導を行い、いじめをやめさせる。また、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）を参考に、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

調査の結果については、町長に報告しなければならない。

## ② 調査報告を受けた町長による再調査及び措置

町長は、報告を受けた後、必要があると認めるときは、再調査を行い、その調査の結果については、議会に報告しなければならない。また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処や新たな重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## ③ 再発防止の措置

町は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止に向けて、いじめの起こった学校への指導・助言を含め、適切な措置を講ずるよう努める。

## （４）いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会は、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応を図らなければならない。

## 第3章 学校が実施する取組・対応

### 1 学校におけるいじめ防止基本方針の策定

「第1章 町のいじめ防止等に対する基本的な考え方 4 いじめの問題に対する役割 （2）学校」に基づき各小中学校において、いじめ対応基本方針を策定する。

それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や取り組みの内容を「〇〇学校いじめ対応基本方針」（以下「基本方針」という。）として定める。

策定にあたっては、教職員だけでなく保護者や地域の方にも参画や児童生徒の意見

を取り入れるなどして組織的に取り組むことが望ましい。さらに、策定の過程において、策定作業を子ども理解のための校内研修の一環としても位置付け、教職員の資質能力の向上を図るとともに、P D C A（\*）サイクルを基本方針に盛り込むなど、より実効性の高い取り組みとする。

\* P D C Aとは 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、児童委員、医師、警察（経験者含む）などの外部専門家を加えて構成される組織も検討するものとする。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報の共有により、組織的に対応できる体制に高めていく。

## 3 いじめ防止等に関する措置

### （1）いじめの防止

#### ① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが重要である。未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善や、新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に取り組みを継続する。

#### ② いじめの防止のための取組

- ・保小中高の連携を密にし、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的に指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

- ・学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- ・いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることも踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりや支え合い高め合う学級づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自尊感情が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- ・人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・警察署と連携し、少年補導職員等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた学習の取り組みを推進する。

## (2) 早期発見

### ① いじめの積極的な認知と情報の共有

いじめに関して、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、町が作成する（仮称）「いじめ問題対応の手引き」を活用した研修を行うとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

### ② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

## (3) いじめに対する措置

### ① いじめに対する組織的な対応及び指導

いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

## ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見や通報を受けた後は、組織が中心となり、すみやかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って町に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。必要に応じて、児童委員、医師、警察(経験者含む)などの外部専門家を加えて構成される組織も検討するものとする。

## ④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、健全な人格発達に配慮するなど、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮を行う。

## ④ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

そのためにも日常的に支え合い、高め合う学級づくりに努めなければならない。

## ⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、島根県の学校ネットパトロールを活用

して早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

#### **（４）その他の留意事項**

##### **① 組織的な体制整備**

いじめへの対応は、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

##### **② 校内研修の充実**

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、(仮称)「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

##### **③ 学校相互間の連携体制の整備**

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、学校相互間の連携・協力を行う。

##### **④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援**

学校は、基本方針やいじめ防止等に対する学校の取り組み等について、地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域や家庭と連携した対策を推進する。

#### **４ 重大事態への対応**

「第２章 町が実施する施策 ３ いじめに対処する (３) 重大事態への対応」に基づき個別の具体的対応を行う。

##### **(１) 重大事態の調査組織の設置**

学校に設置されているいじめ防止等の対策のための組織を母体とした調査組織を設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

##### **(２) 事実関係を明確にするための調査の実施**

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事



実関係を、可能な限り明確にするために調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

#### ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行い、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰の支援や学習支援等を行う。

#### ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点として児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- ・遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、WHO（\*）による「自殺報道への提言」を参考にする。

\* WHOとは 世界保健機関。 人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。

### **(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供**

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

### **(4) 調査結果の報告**

調査は、時間を要することから中途の経過についてはできるだけ速やかに報告する。

なお、経過報告も含めた調査の結果については、町長に報告する。

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。